

地方独立行政法人法施行令等の一部を改正する政令 新旧対照条文 目次

一、 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）（抄）（第一条関係）	1
二、 教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）（抄）（第二条関係）	27
三、 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）（抄）（第三条関係）	33
四、 公立学校施設災害復旧費国庫負担法施行令（昭和二十八年政令第三百七十三号）（抄）（第四条関係）	39
五、 学校給食法施行令（昭和二十九年政令第二百十二号）（抄）（第五条関係）	40
六、 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）（抄） （第六条関係）	41
七、 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）（抄）（第七条関係）	41
八、 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）（抄）（第八条関係）	45
九、 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行令（平成二十年政令第二百八十一号） （抄）（第九条関係）	48
十、 統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）（抄）（第十条関係）	50
十一、 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号）（抄）（第十一条関係）	56
十二、 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百三号）（抄） （第十二条関係）	59
十三、 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（抄）（附則第二条関係）	60
十四、 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）（抄）（附則第三条関係）	63
十五、 法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）（抄）（附則第三条関係）	64
十六、 構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）（抄）（附則第四条関係）	65

改 正 案

現 行

目次

（新設）

第一章 総則（第一条・第二条）	
第二章 教育公務員の範囲（第三条）	
第三章 業務（第四条・第五条）	
第四章 財務及び会計（第六条—第十二条）	
第五章 特定地方独立行政法人における人事管理（第十二条—第十四条）	
第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第十五条・第十六条）	
第七章 公立大学法人に関する特例（第十七条—第三十条）	
第八章 公営企業型地方独立行政法人に関する特例（第三十一条）	
第九章 雜則（第三十二条・第三十三条）	
附則	

第一 章 総則

（新設）

（出資財産の評価の方法）

第一条 地方公共団体は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第六条第五項の規定により評価をする場合には、評価に關して学識経験を

（略）

有する者の意見を聽かなければならぬ。

(議決及び認可を要しない定款の変更)

(略)

第二条 法第八条第一項ただし書に規定する政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 従たる事務所の所在地の変更
- 二 設立団体（法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）である地方公共団体の名称の変更
- 三 前二号に掲げるもののほか、総務大臣の指定する事項

第二章 教育公務員の範囲

(新設)

(教育公務員の範囲)

第三条 法第十六条第二項に規定する政令で定める教育公務員は、次に掲げる者とする。

- 一 学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）の規定による公立の大学の学長、副学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教又は講師の職にある者（当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。）
- 二 国立教育政策研究所の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者で前号に掲げる者に準ずるもの

第三章 業務

(新設)

(出資の対象となる者が実施する事業の範囲)

(新設)

第四条 法第二十一条第一号に規定する政令で定める事業は、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)第四条第一項の承認を受けた者(同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。)が実施する同法第二条第一項に規定する特定大学技術移転事業とする。

(公共的な施設の範囲)

第五条 (略)

第四条 法第二十一条第五号に規定する政令で定める公共的な施設は、次に掲げるものとする。

- 一 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設
- 二 会議場施設、展示施設又は見本市場施設であつて総務省令で定める規模以上のもの
- 三 博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館

第四章 財務及び会計

(新設)

(資本の額その他の経営の規模の基準)

第六条 (略)

(資本の額その他の経営の規模の基準)

第五条 法第三十五条に規定する政令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 法第三十五条に規定する財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書に係る事業年度の開始の日における資本金

の額が百億円以上である」と。

二 法第三十四条第一項の規定により設立団体の長の承認を受けた最終の貸借対照表（以下この号において「最終の貸借対照表」という。）の負債の部に計上した金額の合計額（新たに設立された地方独立行政法人（法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）であつて最終の貸借対照表がないものにあつては、当該地方独立行政法人の負債の金額に相当する金額として設立団体の長が定める額）が二百億円以上である」と。

（出資等に係る不要財産の出資等団体への納付）

第七条 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第一項の規定による出資等に係る不要財産（法第六条第四項に規定する出資等に係る不要財産をいう。以下この章において同じ。）の出資等団体（法第四十二条の二第一項に規定する出資等団体をいう。以下この章において同じ。）への納付（第一号及び第五号において「現物による出資等団体への納付」という。）について、同項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を設立団体の長に提出しなければならない。

一～六 （略）

（出資等に係る不要財産の出資等団体への納付）

第五条の二 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第一項の規定による出資等に係る不要財産（法第六条第四項に規定する出資等に係る不要財産をいう。以下同じ。）の出資等団体（法第四十二条の二第一項に規定する出資等団体をいう。以下同じ。）への納付（第一号及び第五号において「現物による出資等団体への納付」という。）について、同項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を設立団体の長に提出しなければならない。

- 一 現物による出資等団体への納付に係る出資等に係る不要財産の内容
- 二 当該出資等に係る不要財産が将来にわたり業務を確實に実施する上で必要がなくなつたと認められる理由
- 三 当該出資等に係る不要財産の取得の日及び申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあつては、取得の日及び申請の日におけるその額）

四 当該出資等に係る不要財産の取得に係る出資又は支出の額その他その他の内容

五 現物による出資等団体への納付の予定時期

- 六 その他必要な事項
- 2 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第一項の認可を受けたときは、設立団体の長の指定する期日までに、出資等団体に、当該出資等に係る不要財産を納付するものとする。

(出資等に係る不要財産の譲渡収入による出資等団体への納付)

第八条 (略)

(出資等に係る不要財産の譲渡収入による出資等団体への納付)

第五条の三 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第二項の規定により

、出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入から出資等団体への納付を行う」と(以下この項において「譲渡収入による出資等団体への納付」という。)について、同条第二項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を設立団体の長に提出しなければならない。

一 譲渡収入による出資等団体への納付に係る出資等に係る不要財産の内容

- 二 当該出資等に係る不要財産が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる理由
- 三 納付の方法を譲渡収入による出資等団体への納付とする理由
- 四 当該出資等に係る不要財産の取得の日及び申請の日における帳簿価額

五 当該出資等に係る不要財産の譲渡によって得られる収入の見込額

六 当該出資等に係る不要財産の譲渡に要する費用の費目、費目「*バ*」との見込額及びその合計額

七 当該出資等に係る不要財産の取得に係る出資又は支出の額その他その内容

八 当該出資等に係る不要財産の譲渡の方法

九 当該出資等に係る不要財産の譲渡の予定時期

十 譲渡収入による出資等団体への納付の予定時期

十一 その他必要な事項

2 地方独立行政法人は、法第四十二条の一第二項の認可を受けて出資等に係る不要財産の譲渡を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を設立団体の長に提出するものとする。

一 譲渡した出資等に係る不要財産の内容

二 当該出資等に係る不要財産の譲渡によって得られた収入の額（次条第一項及び第二項第一号において「譲渡収入額」という。）

三 当該出資等に係る不要財産の譲渡に要した費用の費目、費目「*バ*」との金額及びその合計額

四 当該出資等に係る不要財産を譲渡した時期

3 前項の報告書には、同項各号に掲げる事項を証する書類を添付するものとする。

4 設立団体の長は、第二項の報告書の提出を受けたときは、法第四十二条の二第二項の規定により総務大臣が定める基準に従い算定した金額を地方独立行政法人に通知するものとする。

5 地方独立行政法人は、前項の通知を受けたときは、設立団

2～4
(略)

体の長の指定する期日までに、出資等団体に、同項の規定により通知された金額（出資等団体が二以上である場合には、出資等団体）と、当該通知された金額に当該出資等団体の出資等割合（当該出資等に係る不要財産の帳簿価額のうちの出資等団体からの出資又は支出の総額に相当する額として総務大臣の定めるところにより算定した額に占める当該出資等団体からの出資又は支出の額に相当する額として総務大臣の定めるところにより算定した額の割合をいう。次条において同じ。）を乗じて得た額）を納付するものとする。

（簿価超過額の出資等団体への納付）

第九条 地方独立行政法人は、譲渡収入額に簿価超過額（法第四十二条の二第二項に規定する簿価超過額をいう。以下この条において同じ。）があった場合には、法第四十二条の二第三項ただし書の規定によりそ の全部又は一部の金額を出資等団体に納付しないことについて認可を受けようとするときを除き、前条第五項の設立団体の長の指定する期日までに、出資等団体に、簿価超過額（出資等団体が二以上である場合には、出資等団体）と、当該簿価超過額に当該出資等団体の出資等割合を乗じて得た額）を納付するものとする。

2 (略)

体の長の指定する期日までに、出資等団体に、同項の規定により通知された金額（出資等団体が二以上である場合には、出資等団体）と、当該通知された金額に当該出資等団体の出資等割合（当該出資等に係る不要財産の帳簿価額のうちの出資等団体からの出資又は支出の総額に相当する額として総務大臣の定めるところにより算定した額に占める当該出資等団体からの出資又は支出の額に相当する額として総務大臣の定めるところにより算定した額の割合をいう。次条において同じ。）を乗じて得た額）を納付するものとする。

（簿価超過額の出資等団体への納付）

第五条の四 地方独立行政法人は、譲渡収入額に簿価超過額（法第四十二条の二第二項に規定する簿価超過額をいう。以下この条において同じ。）があつた場合には、法第四十二条の二第三項ただし書の規定によりそ の全部又は一部の金額を出資等団体に納付しないことについて認可を受けようとするときを除き、前条第五項の設立団体の長の指定する期日までに、出資等団体に、簿価超過額（出資等団体が二以上である場合には、出資等団体）と、当該簿価超過額に当該出資等団体の出資等割合を乗じて得た額）を納付するものとする。

2 地方独立行政法人は、簿価超過額があつた場合において、法第四十二条の二第三項ただし書の規定によりその全部又は一部の金額を出資等団体に納付しないことについて認可を受けようとするときは、前条第二項の報告書の提出と併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を設立団体の長に提出しなければならない。

- 一 当該出資等に係る不要財産の帳簿価額、譲渡収入額及び簿価超過額
二 簿価超過額のうち、納付しないことを求める額及びその理由

3 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第三項ただし書の認可を受けたときは、設立団体の長の指定する期日までに、出資等団体に、簿価超過額から当該認可を受けた金額を控除した額（出資等団体が二以上である場合には_____、出資等団体ごとに、当該控除した額に当該出資等団体の出資等割合を乗じて得た額）を納付するものとする。

4 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第三項ただし書の認可をしない处分を受けたときは、設立団体の長の指定する期日までに、出資等団体に、簿価超過額（出資等団体が二以上である場合には_____、出資等団体ごとに、当該簿価超過額に当該出資等団体の出資等割合を乗じて得た額）を納付するものとする。

（設立団体の長から設立団体以外の出資等団体の長への通知）

第十一条 設立団体の長は、設立団体以外の出資等団体の出資に係る出資等に係る不要財産の処分について法第四十二条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書の認可をした場合若しくは同項ただし書の認可をしない処分をした場合又は第七条第一項若しくは第八条第一項の申請書の提出があつた場合若しくは同条第四項の通知をした場合には、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を、遅滞なく、当該設立団体以外の出資等団体の長に通知しなければならない。

法第四十二条の二第一一（略）

- 一 当該出資等に係る不要財産の帳簿価額、譲渡収入額及び簿価超過額
二 簿価超過額のうち、納付しないことを求める額及びその理由

3 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第三項ただし書の認可を受けたときは、設立団体の長の指定する期日までに、出資等団体に、簿価超過額から当該認可を受けた金額を控除した額（出資等団体が二以上である場合には_____、出資等団体ごとに、当該控除した額に当該出資等団体の出資等割合を乗じて得た額）を納付するものとする。

4 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第三項ただし書の認可をしない处分を受けたときは、設立団体の長の指定する期日までに、出資等団体に、簿価超過額（出資等団体が二以上である場合には_____、出資等団体ごとに、当該簿価超過額に当該出資等団体の出資等割合を乗じて得た額）を納付するものとする。

（設立団体の長から設立団体以外の出資等団体の長への通知）

第五条の五 設立団体の長は、設立団体以外の出資等団体の出資に係る出資等に係る不要財産の処分について法第四十二条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書の認可をした場合若しくは同項ただし書の認可をしない処分をした場合又は第五条の二第一項若しくは第五条の三第一項の申請書の提出があつた場合若しくは同条第四項の通知をした場合は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を、遅滞なく、当該設立団体以外の出資等団体の長に通知しなければならない。

法第四十二条の二第一一 法第四十二条の二第一項の認可をした

項の認可をした場合	二 第七条第二項 の規定により設立団体の長が指定した期日	法第四十二条の二第三項ただし書の認可をした場合	一 法第四十二条の二第三項ただし書の認可をした旨
(略)	(略)	法第四十二条の二第三項ただし書の認可をした場合	一 法第四十二条の二第三項ただし書の認可をした旨
法第四十二条の二第三項ただし書の認可をした場合	一 前条第三項 の規定により設立団体の長が指定した期日	法第四十二条の二第三項ただし書の認可をした場合	一 法第四十二条の二第三項ただし書の認可をした旨
法第四十二条の二第三項ただし書の認可をしない処分をした場合	二 前条第四項 の規定により設立団体の長が指定した期日	法第四十二条の二第三項ただし書の認可をした場合	一 法第四十二条の二第三項ただし書の認可をした旨
第七条第一項 の申請	第七条第一項 の申請書の提出があつた場合	第五条の二第一項の申請	二 第五条の四第三項の規定により設立団体の長が指定した期日
第八条第一項 の申請	第八条第一項 の申請書の提出があつた場合	第五条の二第一項の申請	一 法第四十二条の二第三項ただし書の認可をしない処分をした旨
第八条第四項の通知をした場合	一 第八条第二項 の報告書に記載された同項各号に掲げる事項	第五条の三第一項の申請	二 第五条の四第四項の規定により設立団体の長が指定した期日
二 第八条第四項 の通知をした旨及び同項の規定により通知した金額	二 第八条第二項 の報告書に記載された同項各号に掲げる事項	第五条の三第二項の通知をした場合	一 第五条の三第二項の報告書に記載された同項各号に掲げる事項

項の認可をした場合	二 第五条の二第一項の規定により設立団体の長が指定した期日	法第四十二条の二第二項の認可をした旨	二 第五条の二第一項の規定により設立団体の長が指定した期日
(略)	(略)	法第四十二条の二第二項の認可をした旨	法第四十二条の二第一項の規定により設立団体の長が指定した期日
法第四十二条の二第二項ただし書の認可をした場合	二 第五条の四第三項の規定により設立団体の長が指定した期日	法第四十二条の二第二項の認可をした旨	一 法第四十二条の二第二項の認可をした旨
法第四十二条の二第二項ただし書の認可をしない処分をした場合	二 第五条の四第四項の規定により設立団体の長が指定した期日	法第四十二条の二第二項の認可をした旨	一 法第四十二条の二第二項の認可をした旨
第五条の三第一項の申請	第五条の三第一項の申請書の提出があつた場合	第五条の三第二項の通知をした場合	二 第五条の三第二項の通知をした旨及び同項の規定により通知した金額
第八条第四項の通知をした場合	一 第八条第二項 の報告書に記載された同項各号に掲げる事項	二 第五条の三第二項の報告書に記載された同項各号に掲げる事項	二 第五条の三第二項の報告書に記載された同項各号に掲げる事項

三 第八条第五項 の規定により設立団体の長が指定した期日

- 四 前条第二項 の申請書の提出があった場合には、その旨及び当該申請書に記載された同項各号に掲げる事項

(資本金の減少に係る通知及び報告)

第十一條 (略)

第五条の六 設立団体の長は、法第四十二条の二第四項の規定により地方独立行政法人に対する出資等団体からの出資がなかつたものとされ、地方独立行政法人の資本金を減少するものとされる金額を定めたときは、その金額を当該地方独立行政法人に通知するものとする。

2 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第四項の規定により資本金を減少したときは、遅滞なく、その旨を設立団体の長に報告するものとする。

第五章 特定地方独立行政法人における人事管理

(新設)

(政治的行為を制限される職員の職に係る基準)

第十二条 法第五十三条第二項に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げるいづれかの職に該当することとする。

一 特定地方独立行政法人（法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。次号及び第三号において同じ。）の役員を職制上直接

一 特定地方独立行政法人の役員を職制上直接に補佐する職

三 第五条の三第五項の規定により設立団体の長が指定した期日

- 四 第五条の四第一項の申請書の提出があつた場合には、その旨及び当該申請書に記載された同項各号に掲げる事項

(資本金の減少に係る通知及び報告)

第五条の六

設立団体の長は、法第四十二条の二第四項の規定により地方

独立行政法人に対する出資等団体からの出資がなかつたものとされ、地方独立行政法人の資本金を減少するものとされる金額を定めたときは、その金額を当該地方独立行政法人に通知するものとする。

2 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第四項の規定により資本金を減少したときは、遅滞なく、その旨を設立団体の長に報告するものとする。

第五章 特定地方独立行政法人における人事管理

(新設)

(政治的行為を制限される職員の職に係る基準)

第六条 法第五十三条第二項の規定に基づき特定地方独立行政法人（法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下この条において同じ。）の理事長が定める職の基準は、次のとおりとする。

一 特定地方独立行政法人（法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。次号及び第三号において同じ。）の役員を職制上直接

一 特定地方独立行政法人の役員を職制上直接に補佐する職

二・三 (略)

二 特定地方独立行政法人の主たる事務所の局、部若しくは課又はこれらに準ずる組織の長及び職制上これを直接に補佐する職

三 特定地方独立行政法人の営業所、出張所、附属施設その他これらに準ずる組織（以下この号において「営業所等」という。）の長及び職制上これを直接に補佐する職並びに営業所等で大規模なもの局、部若しくは課又はこれらに準ずる組織の長及び職制上これを直接に補佐する職

(設立団体への報告)

第十三条 (略)

第七条 法第五十四条第一項の規定による報告は、一月一日現在における同項に規定する常勤職員の数について、設立団体の規則で定めるところにより、同月三十日までに行うものとする。

(設立団体の長への報告)

(常勤職員の範囲)

第十四条 (略)

第八条 法第五十四条第一項に規定する常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項又は第二十九条の規定による休職又は停職の処分を受けた者
- 二 地方公務員法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をしている者
- 三 地方公務員法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をしている者

四 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第六条第五項の規定により休職者とされた者

五 外国地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の待遇等に関する法律（昭和六十二年法律第七十八号）第二条第一項の規定により派遣された者

六 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定により育児休業をしている者又は同法第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員（同法第十七条の規定による勤務をしている者を含む。）

第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置

（新設）

（権利の承継に係る議会の議決）

第十五条 （略）

（権利の承継に係る議会の議決）

第九条 設立団体の長は、法第六十六条第一項の規定により移行型地方独立行政法人（法第六十一条に規定する移行型地方独立行政法人をいう。）に承継させる権利（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百三十七条第一項に規定する財産に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

（承継財産の評価の方法）

第十六条 （略）

（承継財産の評価の方法）

第十条 設立団体は、法第六十七条第三項の規定により評価をする場合には、評価に関して学識経験を有する者の意見を聽かなければならぬ。

第七章 公立大学法人に関する特例

(新設)

(部局の長の範囲等)

第十七条 (略)

(部局の長の範囲)

第十一條 法第七十三条に規定する政令で指定する部局の長は、次に掲げる者とする。

- 一 大学の教養部の長
- 二 大学に附置される研究所の長
- 三 大学又は大学の医学部若しくは歯学部に附属する病院の長
- 四 大学に附属する図書館の長
- 五 大学院に置かれる研究科（学校教育法第百条ただし書に規定する組織を含む。）の長

(新設)

2 法第七十三条に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 幼稚園の副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師及び養護助教諭
- 二 小学校、中学校又は義務教育学校の副校长、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師及び養護助教諭
- 三 高等学校又は中等教育学校の副校长、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭及び実習助手員
- 四 特別支援学校の副校长、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員
- 五 幼保連携型認定こども園の副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育

教諭、保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、
助保育教諭、講師及び養護助教諭

六 専修学校の教員

(土地の取得等の範囲)

第十八条 法第七十九条の三第一項に規定する政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置（第一号及び第二号において「土地の取得等」という。）は、次に掲げるものとする。

- 一 公立大学法人（法第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この章において同じ。）の施設の移転のために行う土地の取得等であつて、当該移転に伴い不用となる財産の処分による収入をもつて当該土地の取得等に係る長期借入金又は債券（法第七十九条の三第一項に規定する債券をいう。次号及び第三号において同じ。）を償還することができる見込みがあるもの
- 二 次に掲げる土地の取得等であつて、当該土地、施設又は設備を用いて行われる業務に係る収入をもつて当該土地の取得等に係る長期借入金又は債券を償還することができる見込みがあるもの

- イ 学生の寄宿舎、職員の宿舎その他これらに類する宿泊施設の用に供するために行う土地の取得等
- ロ 公立大学法人及び当該公立大学法人以外の者が連携して行う教育研究活動に係る施設の用に供するために行う土地の取得等
- ハ 公立大学法人が設置する大学に附属して設置される獸医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設の用に供

(新設)

するために行う土地の取得等

三 前二号に掲げるもののほか、公立大学法人の業務の実施に必要な土地の取得であつて、長期借入金の借入れ又は債券の発行により調達した資金により一括して取得することが、段階的な取得（毎年度、設立団体から交付を受けた補助金又は交付金により段階的に当該土地の一部を取得し、当該土地の全てを取得するまでの間、当該土地のうち既に取得した部分以外の部分の賃借に係る費用を負担する方法により当該土地の全てを取得する行為をいう。）を行う場合に比して相当程度有利な土地の取得の基準として総務省令で定める基準に適合するもの

（借換えの対象となる長期借入金又は債券の範囲等）

第十九条 法第七十九条の三第二項本文に規定する政令で定める長期借入金又は債券は、同条第一項の規定により設立団体以外の者からした長期借入金又は発行した債券（同条第二項の規定により設立団体以外の者からした長期借入金又は発行した債券を含む。次項において「既往の長期借入金等」という。）とする。

2 法第七十九条の三第二項ただし書に規定する政令で定める期間は、次条に規定する総務省令で定める期間から当該既往の長期借入金等の償還期間を控除した期間を超えない範囲内の期間とする。

（長期借入金又は債券の償還期間）

第二十条 法第七十九条の三第一項の規定による設立団体以外の者からの長期借入金又は債券の償還期間は、当該長期借入金の借入れ又は当該債

（新設）

（新設）

券の発行により調達する資金の使途に応じて総務省令で定める期間を超えてはならない。

(公立大学法人債券の形式)

第二十一条 法第七十九条の三第一項又は第二項の規定による債券（以下この章において「公立大学法人債券」という。）は、無記名利札付きとする。

(公立大学法人債券の発行の方法)

第二十二条 公立大学法人債券の発行は、募集の方法による。

(新設)

(公立大学法人債券申込証)

第二十三条 公立大学法人債券の募集に応じようとする者は、公立大学法人債券の申込証（以下この条及び第二十五条において「公立大学法人債券申込証」という。）にその引き受けようとする公立大学法人債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 | 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「」の章において「社債等振替法」という。）の規定の適用がある公立大学法人債券（次条第二項において「振替公立大学法人債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該公立大学法人債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を公立大学法人債券申込証に記載しなければならない。

公立大学法人債券申込証は、公立大学法人債券の募集をしようとする公立大学法人が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 公立大学法人債券の名称
- 二 公立大学法人債券の総額
- 三 各公立大学法人債券の金額
- 四 公立大学法人債券の利率
- 五 公立大学法人債券の償還の方法及び期限
- 六 利息の支払の方法及び期限
- 七 公立大学法人債券の発行の価額
- 八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨
- 九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨
- 十 応募額が公立大学法人債券の総額を超える場合の措置
- 十一 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

(公立大学法人債券の引受け)

第二十四条 前条の規定は、政府若しくは地方公共団体が公立大学法人債

券を引き受ける場合又は公立大学法人債券の募集の委託を受けた会社が自ら公立大学法人債券を引き受ける場合には、その引き受ける部分については、適用しない。

2 前項の場合において、振替公立大学法人債券を引き受ける政府若しくは地方公共団体又は振替公立大学法人債券の募集の委託を受けた会社は、その引受けの際に、振替口座を当該振替公立大学法人債券の募集をし

(新設)

た公立大学法人に示さなければならない。

(公立大学法人債券の成立の特則)

第二十五条 公立大学法人債券の応募総額が公立大学法人債券の総額に達しないときでも公立大学法人債券を成立させる旨を公立大学法人債券申込証に記載したときは、その応募総額をもつて公立大学法人債券の総額とする。

(公立大学法人債券に係る払込み)

第二十六条 公立大学法人債券の募集が完了したときは、当該公立大学法人債券の募集をした公立大学法人は、遅滞なく、各公立大学法人債券についてその全額の払込みをさせなければならない。

(債券の発行)

第二十七条 公立大学法人は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、公立大学法人債券について社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。

2 各債券には、第二十三条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、公立大学法人の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(公立大学法人債券原簿)

第二十八条 公立大学法人は、公立大学法人債券を発行したときは、主た

(新設)

(新設)

(新設)

る事務所に公立大学法人債券の原簿（次項において「公立大学法人債券原簿」という。）を備え置かなければならない。

2 | 公立大学法人債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
い。

一 | 公立大学法人債券の発行の年月日

二 | 公立大学法人債券の数（社債等振替法の規定の適用がないときは、
債券の数及び番号）

三 | 第二十三条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲
げる事項

四 | 元利金の支払に関する事項

（利札が欠けている場合における公立大学法人債券の償還）

第二十九条 公立大学法人債券を償還する場合において、欠けている利札
があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、既
に支払期が到来した利札については、この限りでない。

2 | 前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したとき
は、公立大学法人は、これに応じなければならない。

（設立団体の規則への委任）

第三十条 第十八条から前条までに定めるもののほか、法第七十九条の三

第一項若しくは第二項の規定による設立団体以外の者からの長期借入金
又は公立大学法人債券に関する必要な事項は、設立団体の規則で定める。

（新設）

(設立団体に対して負担する債務の償還等)

第三十一条 法第八十六条第一項の規定により公営企業型地方独立行政法人（法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）が設立団体に対して負担する債務の償還額及び当該債務に係る利子の支払額並びにこれらの支払期日は、法第六十六条第一項に規定する地方債のうち当該公営企業型地方独立行政法人の成立の日までに償還されていないもの（以下この項において「未償還地方債」という。）を当該設立団体が償還し、又は当該未償還地方債に係る利子を当該設立団体が支払う場合における当該未償還地方債の償還額及び当該未償還地方債に係る利子の支払額並びにこれらの支払期日（当該設立団体が、支払に関する事務を委託した者に対しこちらの支払期日と異なる日に当該未償還地方債の償還額又は当該未償還地方債に係る利子の支払額を支払うこととされている場合には、その日）とする。

2 (略)

2 前項に定めるもののほか、公営企業型地方独立行政法人が法第八十六条第一項の規定により負担する債務の償還及び当該債務に係る利子の支払その他の同項の規定による債務の負担に關し必要な事項は、設立団体と当該公営企業型地方独立行政法人が協議して定めるものとする。

(他の法令の準用)

第三十二条 次に掲げる法令の規定については、地方独立行政法人（第十九号及び第二十四号に掲げる規定にあっては、公営企業型地方独立行政法人に限る。）を、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立したものにあっては当該都道府県と、その他のものにあっては市町村とみなして、これらの規定を準用する。

一～十九 (略)

(他の法令の準用)

第十三条 次の法令の規定については、地方独立行政法人（第十九号及び第二十四号に掲げる規定にあっては、公営企業型地方独立行政法人に限る。）を、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立したものにあっては当該都道府県と、その他のものにあっては市町村とみなして、これらの規定を準用する。

一大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）第二十二条の三第二項

二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条第一項、第七条の二第一項第一号及び第二項並びに第三十一条

三 渔港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十九条第四項及び第三十九条の五第一項ただし書

四 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第三項（同法第四十三条の八第四項及び第五十五条の三の四第四項において準用する場合を含む。）、第三十七条第四項並びに第三十八条の二第一項、第九項及び第十項

五 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書、第十五条第一項、第十七条第一項第一号（同法第二百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第二十二条（同法第二百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第八十二条第五項及び第六項（これらの規定を同法第二百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第一百二十二条第一項ただし書（同法第二百三十八条第一項

において準用する場合を含む。）並びに第百二十五条第一項ただし書（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）

六 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十一号）第三十条の十五第一項及び第四項、第三十四条の三第二項、第三十五条第二項並びに第三十六条第一項及び第二項

七 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第六十条の二第二項

八 海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第十条第二項

九 水道法（昭和三十二年法律第二百七十七号）第八条第一項第六号、第九条第一項、第十四条第五項及び第六項、第二十八条第一項第三号、第二十九条第一項、第三十八条第一項並びに第五十五条第一号

十 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第十一条第二項、第二十条第二項（同法第四十五条第一項において準用する場合を含む。）及び第二十三条第五項

十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第三条、第六条第一項及び第二項、第七条、第八条第一項、第九条第一項及び第一項、第十条第一項及び第二項、第十七条第一項及び第二項、第十八条第一項並びに第二十九条第二号

十二 公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第二百五十号）第五条ただし書（同法第四十五条において準用する場合を含む。）及び第八条（同法第四十五条において準用する場合を含む。）において準用する土地收用法第二十一条

十三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法

律第五十七号) 第七条第四項及び第十三条

十四 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号) 第八条第七項及び第八項並びに第十四条第八項

十五 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第十五条

十六 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(平成十二年法律第八十七号) 第九条において準用する土地収用法第十一条第一項ただし書及び第十五条第一項、第十一条第一項第一号、第十八条並びに第三十九条ただし書

十七 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号) 第十四条(同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。)

十八 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号) 第十一条第一項第八号

十九 不動産登記法(平成十六年法律第百一十三号) 第十六条、第一百六条、第百十七条及び第百十八条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)

二十 教育基本法(平成十八年法律第百二十号)
第五条第四項及び第十
五条第二項

二十一～二十四 (略)

二十一 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号) 第十五条第六項及び第七項並びに第三十三条第一項第三号

二十二 津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第百二十

三号) 第二十五条、第七十六条第一項（同法第七十八条第四項において準用する場合を含む。）及び第八十五条（同法第八十七条第五項において準用する場合を含む。）

一・二十三　毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）

第十二条第一号、第十三条第一号イ、第十六条第一号、第十八条第一号イ及びヘ、第二十二条第一号、第二十四条第一号イ並びに第二十八条第一号イ

（略）

2　前項において次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合に

は、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）

2　前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合に

おいては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

土地収用法第二十一条第一項（同法 第一百三十八条第一項において準用す る場合を含む。）	行政機関若し くはその地方 支分部局の長	地方独立行政
土地収用法第二十二条第一項（同法 第一百三十八条第一項において準用す る場合を含む。）	行政機関又は その地方支分 部局の長	法人
土地収用法第二十二条第一項（同法 第一百三十八条第一項において準用す る場合を含む。）	地方独立行政	法人
公共用地の取得に関する特別措置法	都道府県知事 法人	地方独立行政

次に掲げる法令の規定については、地方独立行政法人を市町村とみなして、これらの規定を準用する。

一八 (略)

次の法令の規定については、地方独立行政法人を市町村とみなして、これらの規定を準用する。

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の八、同法第三十四条の十五第一項、第二項及び第七項（これらの規定のうち小規模保育事業に関する部分に限る。）並びに同法第三十五条第三項、第四項、第十一項及び第十二項（これらの規定のうち児童発達支援センターに関する部分を除く。）
- 二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項（入所の委託を受ける障害者支援施設等の設置者に関する部分に限る。）、第二十八条第二項及び第四項ただし書並びに第四十一条
- 三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二条第一項及び第二項並びに第六十七条第一項及び第二項
- 四 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号（入所及び更生援護の実施の委託を受ける障害者支援施設等の設置者に関する部分に限る。）
- 五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平

第八条（同法第四十五条において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第二十一条第一項	支分部局の長	くはその地方法人
公共用地の取得に関する特別措置法第八条（同法第四十五条において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第二十一条第二項	行政機関又はその地方支分部局の長	地方独立行政法人

成十七年法律第二百二十三号) 第八十三条第三項及び第八十六条第一項

六 就学前の子どもに閲する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号) 第三条第五項及び第七項(これらの規定のうち同条第一項の認定を受けた保育所に閑する部分に限る。)

七 身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号) 第二十八条

八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号) 第四十三条の七

4 前項の規定により身体障害者福祉法施行令第二十八条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の七の規定を準用する場合には、これらの規定中「市町村長」とあらるのは、「地方独立行政法人」と読み替えるものとする。

5 (略)

4 前項の規定により身体障害者福祉法施行令第二十八条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の七の規定を準用する場合においては、これらの規定中「市町村長」とあらるのは、「地方独立行政法人」と読み替えるものとする。

5 勅令及び政令以外の命令であつて総務省令で定めるものについては、総務省令で定めるところにより、地方独立行政法人を地方公共団体みなして、これらの命令を準用する。

(設立団体が二以上である場合の特例)

第三十三条 設立団体が二以上である地方独立行政法人に係る法第四十二条の二第四項並びに第六条第二号、第七条第二項、第八条第五項
並びに第九条第三項 及び第四項に規定する権限の行使については、当該設立団体の長が協議して定めるところによる。

2 設立団体が二以上である場合において、第十三条及び第二十条の規定により規則で定めるものとされている事項は、当該設立団体が協議して定めるものとする。

(設立団体が二以上である場合の特例)

第十四条 設立団体が二以上である地方独立行政法人に係る法第四十二条の二第四項並びに第五条第二号、第五条の二第二項、第五条の三第五項並びに第五条の四第三項及び第四項に規定する権限の行使については、当該設立団体の長が協議して定めるところによる。

2 設立団体が二以上である場合において、第七条 の規定により規則で定めるものとされている事項は、当該設立団体が協議して定めるものとする。

改 正 案

現 行

（初任者研修の対象から除く者）

第二条 法第二十三条第一項の政令で指定する者は、次に掲げる者とする。

一 （略）

二 教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。第八条各号及び附則第三項において同じ。）（次条及び附則第二項第二号において「教諭等」という。）として国立学校（学校教育法第二条第二項に規定する国立学校及び国立大学法人法（平成十五年法律第二百十一号）第二条第一項に規定する国立大学法人（次条第三項第五号において「国立大学法人」という。）の設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）、公立学校（法第二条第一項に規定する公立学校をいう。以下同じ。）、公立学校（法第二人法（平成十五年法律第二百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（次条第三項第五号において「公立大学法人」という。）の設置する学校（学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定

（初任者研修の対象から除く者）

第二条 法第二十三条第一項の政令で指定する者は、次に掲げる者とする。

一 臨時的に任用された者

二 教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。第八条各号及び附則第三項において同じ。）（次条及び附則第二項第二号において「教諭等」という。）として国立学校（学校教育法第二条第二項に規定する国立学校及び国立大学法人法（平成十五年法律第二百十一号）第二条第一項に規定する国立大学法人（次条第三項第五号において「国立大学法人」という。）の設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）、公立学校（法第二条第一項に規定する公立学校をいう。以下同じ。）、公立学校（法第二人法（平成十五年法律第二百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（次条第三項第五号において「公立大学法人」という。）の設置する学校（学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定

、こども園をいう。以下同じ。) を含む。次条第一項及び附則第二項第二号において同じ。) 又は私立の学校である小学校等(法第十二条第一項第一項に規定する小学校等をいう。次条及び附則第二項第一号において同じ。)において引き続き一年を超える期間を勤務したことがある者

で、任命権者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第一百六十二号)第三十七条第一項に規定する県費負担教職員(以下「県費負担教職員」という。)については当該指定都市の教育委員会、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)の県費負担教職員については当該中核市の教育委員会、市(指定都市及び中核市を除く。以下この号において同じ。)町村が設置する中等教育学校(後期課程に学校教育法第四条第一項に規定する定時制の課程のみを置くものを除く。)の県費負担教職員については当該市町村の教育委員会。次条第三項第五号並びに第五条第二号及び第四号において同じ。)が教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、法第二十三条第一項の初任者研修を実施する必要がないと認めるもの

三・四 (略)

こども園をいう。以下同じ。) 又は

私立の学校である小学校等(法第十二条第一項第一項に規定する小学校等をいう。次条及び附則第二項第一号において同じ。)において引き続き一年を超える期間を勤務したことがある者で、任命権者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第一百六十二号)第三十七条第一項に規定する県費負担教職員(以下「県費負担教職員」という。)については当該指定都市の教育委員会、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)の県費負担教職員については当該中核市の教育委員会、市(指定都市及び中核市を除く。以下この号において同じ。)町村が設置する中等教育学校(後期課程に学校教育法第四条第一項に規定する定時制の課程のみを置くものを除く。)の県費負担教職員については当該市町村の教育委員会。次条第三項第五号並びに第五条第二号及び第四号において同じ。)が教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、法第二十三条第一項の初任者研修を実施する必要がないと認めるもの

三 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第三項に規定する特別免許状を有する者

四 地方公務員法第二十六条の六第七項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第六条第一項若しくは第十八条第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平

成十四年法律第四十八号) 第三条第一項若しくは第二項、第四条若しくは第五条の規定により任期を定めて採用された者

(十年経験者研修に係る在職期間の計算方法)

第三条 法第二十四条第一項の在職期間（以下この条において「在職期間」という。）は、国立学校、公立学校又は私立の学校である小学校等の教諭等として在職した期間（臨時的に任用された期間を除く。）を通算した期間とする。

2 (略)

3 前二項の規定による在職期間のうちに次に掲げる期間が引き続き一年以上あるときは、その期間の年数（一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除算する。

一～四 (略)

2 前項の規定により在職期間を計算する場合において、指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間があるときは、その期間は、当該在職期間に通算するものとする。

3 前二項の規定による在職期間のうちに次に掲げる期間が引き続き一年以上あるときは、その期間の年数（一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除算する。

一 國家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第七十九条若しくは地方公務員法第二十八条の規定による休職又は國家公務員法第八十二条若しくは地方公務員法第二十九条の規定による停職により現実に職務を執ることを要しない期間

二 國家公務員法第一百八条の六第一項ただし書又は地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書の規定により職員団体の役員として専ら従事した期間

三 地方公務員法第二十六条の六第一項の規定により配偶者同行休業

(十年経験者研修に係る在職期間の計算方法)

第三条 法第二十四条第一項の在職期間（以下この条において「在職期間」という。）は、国立学校、公立の学校又は私立の学校である小学校等の教諭等として在職した期間（臨時的に任用された期間を除く。）を通算した期間とする。

2 (略)

3

前二項の規定による在職期間のうちに次に掲げる期間が引き続き一年以上あるときは、その期間の年数（一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除算する。

一～四 (略)

前二項の規定による在職期間のうちに次に掲げる期間が引き続き一年以上あるときは、その期間の年数（一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除算する。

一 國家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第七十九条若しくは地方公務員法第二十八条の規定による休職又は國家公務員法第八十二条若しくは地方公務員法第二十九条の規定による停職により現実に職務を執ることを要しない期間

二 國家公務員法第一百八条の六第一項ただし書又は地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書の規定により職員団体の役員として専ら従事した期間

三 地方公務員法第二十六条の六第一項の規定により配偶者同行休業

した期間

四 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百九号）第三条第一項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項の規定により育児休業をした期間

五 国立大学法人若しくは公立大学法人の設置する小学校等又は私立の学校である小学校等の教諭等として在職した期間について、第一号、第三号又は前号に規定する期間に準ずるものとして任命権者が認める期間

六 （略）

（教育公務員に準ずる者）

第九条 大学（公立学校）

あるものに限る。）の助手については、法第三条第一項、第五項及び第六項、第四条（法第五条第二項及び第九条第二項において準用する場合を含む。）、第五条第一項、第五条の二、第六条、第八条、第九条第一項、第十条、第十七条から第十九条まで、第二十一条、第二十二条並びに第二十九条の規定中教員に関する部分の規定を準用する。

2・3 （略）

（教育公務員に準ずる者）

第九条 大学（公立学校）（法第二条第一項に規定する公立学校をいう。次条第一項において同じ。）であるものに限る。）の助手については、法第三条第一項、第五項及び第六項、第四条（法第五条第二項及び第九条第二項において準用する場合を含む。）、第五条第一項、第五条の二、第六条、第八条、第九条第一項、第十条、第十七条から第十九条まで、第二十一条、第二十二条並びに第二十九条の規定中教員に関する部分の規定を準用する。

2 前項の場合において、任命権者は、法第十条に規定する権限を学部長その他の大学の機関に委任することができる。

3 第一項の場合において、次の表の上欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる法の規定に規定する権限（法第八条第一項及び第三項の規定にあつ

ては、これらの規定により読み替えられた地方公務員法の各規定に規定する権限)の全部又は一部を、それぞれ同表の下欄に掲げる者に委任することができる。

学長	第三条第五項、第五条の二、第六条、第八条第一項及び第三項並びに第十九条	学部長その他の大学内の他の機関
教授会	評議会(第三条第五項、第四条(第五条第二項及び第九条第二項において準用する場合を除む。)、第五条第一項、第五条の二第二項、第六条、第八条第一項、第九条第一項及び第十九条)	教授会その他の大学内の他の機関

第十条 (略)

第十条 高等専門学校(公立学校であるものに限る。)の助手については、法第十一條、第十四条、第十七条、第十八条、第二十一条、第二十二条、第二十五条及び第二十九条の規定中教員に関する部分の規定を準用する。

であるものに限る。) の実習助手並びに特別支援学校(公立学校であるものに限る。) の寄宿舎指導員については、法第十一條、第十二條第一項、第十三條、第十四条、第十七条、第十八条、第二十一条、第二十二条、第二十五条及び第二十九条の規定中教員に関する部分の規定を準用する。

附 則

(法附則第四条第一項の政令で指定する者)

2 法附則第四条第一項の政令で指定する者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 教諭等として国立学校、公立学校又は私立の学校である小学校等において引き続き一年を超える期間を勤務したことがある者で、法附則第四条第一項後段の研修を実施すべき任命権者又は都道府県の教育委員会若しくは知事が教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、当該研修を実施する必要がないと認めるもの

三 (略)

附 則

(法附則第四条第一項の政令で指定する者)

2 法附則第四条第一項の政令で指定する者は、次に掲げる者とする。

一 臨時的に任用された者

二 教諭等として国立学校、公立の学校又は私立の学校である小学校等において引き続き一年を超える期間を勤務したことがある者で、法附則第四条第一項後段の研修を実施すべき任命権者又は都道府県の教育委員会若しくは知事が教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、当該研修を実施する必要がないと認めるもの

三 地方公務員法第二十六条の六第七項、地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項若しくは第十八条第一項又は地方公共団体的一般職の任期付職員の採用に関する法律第三条第一項若しくは第二項、第四条若しくは第五条の規定により任期を定めて採用された者

改 正 案

現 行

（法第四条第一項の政令で定める事項）

第二十三条 法第四条第一項（法第一百三十四条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項（法第四条の二に規定する幼稚園に係るものと除く。）は、次のとおりとする。

一 市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大

学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）を含む。以下

この項及び第二十四条の三において同じ。）の設置する特別支援学校の位置の変更

二～十一（略）

（法第四条第一項の政令で定める事項）

第二十三条 法第四条第一項（法第一百三十四条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項（法第四条の二に規定する幼稚園に係るものと除く。）は、次のとおりとする。

一 市町村

の設置する特別支援学校の位置の変更

二 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。第十号及び第二十四条において同じ。）の学科又は市町村の設置する特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科の設置及び廃止

三 特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部の設置及び廃止

四 市町村の設置する特別支援学校の高等部の学級の編制及びその変更
五 特別支援学校の高等部における通信教育の開設及び廃止並びに大学における通信教育の開設

六 私立の大学の学部の学科の設置

七 大学の大学院（専門職大学院を含む。）の研究科の専攻の設置及び当該専攻に係る課程（法第一百四条第一項に規定する課程をいう。次条

第一項第一号において同じ。) の変更

八 高等専門学校の学科の設置

九 市町村の設置する高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の分校の設置及び廃止

十 高等学校の広域の通信制の課程（法第五十四条第三項（法第七十条第一項において準用する場合を含む。第二十四条及び第二十四条の二において同じ。）に規定する広域の通信制の課程をいう。以下同じ。）に係る学則の変更

十一 私立の学校又は私立の各種学校の収容定員に係る学則の変更

2 法第四条の二に規定する幼稚園に係る法第四条第一項の政令で定める事項は、分校の設置及び廃止とする。

(法第二百三十一条の政令で定める場合)

第二十四条の三 法第二百三十一条の政令で定める場合は、市町村の設置する専修学校にあつては第一号に掲げる場合とし、私立の専修学校にあつては第一号及び第二号に掲げる場合とする。

一 分校を設置し、又は廃止しようとするとき。

二 校地、校舎その他直接教育の用に供する土地及び建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの土地及び建物の現状に重要な変更を加えようとするとき。

第二十五条 市町村の教育委員会又は市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人の理事長は、当該市町村又は公立大学

法人の設置する小学校、中学校又は義務教育学校（第五号の場合にあっては、特別支援学校の小学部及び中学部を含む。）について次に掲げる事由があるときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならぬ。

一～五 （略）

第二十五条 市町村の教育委員会は、当該市町村

の設置する小学校、中学校又は義務教育学校（第五号の場合にあっては、特別支援学校の小学部及び中学部を含む。）について次に掲げる事由があるときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

- 一 設置し、又は廃止しようとするとき。
- 二 新たに設置者となり、又は設置者たることをやめようとするとき。
- 三 名称又は位置を変更しようとするとき。
- 四 分校を設置し、又は廃止しようとするとき。
- 五 二部授業を行おうとするとき。

（市町村立高等学校等の名称の変更等についての届出等）

第二十六条 次に掲げる場合においては、市町村の教育委員会又は市町村

が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人の理事長は、当該市町村又は公立大学法人の設置する幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（第一号の場合にあっては、特別支援学校を除く。）について都道府県の教育委員会に対し、市町村又は都道府県の教育委員会は、当該市町村又は都道府県の設置する高等専門学校について文部科学大臣に対し、市町村長又は都道府県知事は、当該市町村又は都道府県の設置する大学について文部科学大臣に対し、公立大学法人（地

（市町村立高等学校等の名称の変更等についての届出等）

第二十六条 次に掲げる場合においては、市町村の教育委員会は、当該市

町村の

設置する幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（第二号の場合にあっては、特別支援学校を除く。）について都道府県の教育委員会に対し、市町村及び都道府県の教育委員会は、当該市町村又は都道府県の設置する高等専門学校について文部科学大臣に対し、市町村長及び都道府県知事は、当該市町村又は都道府県の設置する大学について文部科学大臣に対し、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）の理事長は、当該公立大学法

の理事長は、当該公立大学法

人の設置する大学及び高等専門学校について文部科学大臣に対し、それぞれその旨を届け出なければならない。

一～三 (略)

- 2 市町村の教育委員会又は市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人の理事長は、当該市町村又は公立大学法人の設置する高等学校の専攻科若しくは別科を設置し、又は廃止しようとするときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。
- 3 都道府県の教育委員会は、市町村又は市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人の設置する高等学校で広域の通信制の課程を置くものについて第一項第一号の届出又は同項第二号の届出（当該課程に係るものに限る。）を受けたときは、その旨を文部科学大臣に報告しなければならない。都道府県の教育委員会又は都道府県が単独で若しくは他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人の理事長が当該都道府県又は公立大学法人の設置する高等学校で広域の通信制の課程を置くものについて名称又は当該課程に係る位置を変更したときも、同様とする。

(通信教育に関する規程の変更についての届出)

第二十一条 市町村若しくは市町村が単独で若しくは他の市町村と共同し

人の設置する大学及び高等専門学校について文部科学大臣に対し、それぞれその旨を届け出なければならない。

- 一 名称を変更しようとするとき。
- 二 位置を変更しようとするとき。

三 学則（高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この条及び第二十七条の二において同じ。）の広域の通信制の課程に係るもの）を除く。）を変更したとき。

- 2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する高等学校の専攻科若しくは別科を設置し、又は廃止しようとするときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。
- 3 都道府県の教育委員会は、市町村の設置する高等学校で広域の通信制の課程を置くものについて第一項第一号の届出又は同項第二号の届出（当該課程に係るものに限る。）を受けたときは、その旨を文部科学大臣に報告しなければならない。都道府県の教育委員会が当該都道府県の設置する高等学校で広域の通信制の課程を置くものについて第一項第一号の届出又は同項第二号の届出（当該課程に係るものに限る。）を受けたときは、その旨を文部科学大臣に報告しなければならない。都道府県の教育委員会が当該都道府県の設置する高等学校で広域の通信制の課程を置くものについて名称又は当該課程に係る位置を変更したときも、同様とする。

(通信教育に関する規程の変更についての届出)

第二十一条 市町村の設置する特別支援学校の高等部又は

て設立する公立大学法人の設置する特別支援学校の高等部又は市町村、

都道府県若しくは公立大学法人の設置する大学における通信教育に関する規程を変更しようとするときは、市町村の教育委員会又は市町村が単独で若しくは他の市町村と共同して設立する公立大学法人の理事長は、

当該市町村又は公立大学法人の設置する特別支援学校の高等部について都道府県の教育委員会に対し、市町村長、都道府県知事又は公立大学法人の理事長は、当該市町村、都道府県又は公立大学法人の設置する大学について文部科学大臣に対し、それぞれその旨を届け出なければならぬ。

(学期及び休業日)

第二十九条 公立の学校（大学を除く。以下この条において同じ。）の学期及び夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。

(学期及び休業日)

第二十九条 公立の学校（大学を除く。）の学期及び夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する高等専門学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。

(学校廃止後の書類の保存)

第三十一条 公立又は私立の学校（私立の大学及び高等専門学校を除く。）が廃止されたときは、市町村又は都道府県の設置する学校（大学を除く。）については当該学校を設置していた市町村又は都道府県の教育委員会が、市町村又は都道府県の設置する大学については当該大学を設置していた市町村又は都道府県の長が、公立大学法人の設置する学校

市町村、

都道府県若しくは公立大学法人の設置する大学における通信教育に関する規程を変更しようとするときは、市町村の教育委員会は、当該市町村の

設置する特別支援学校の高等部について都道府県の教育委員会に対し、市町村長、都道府県知事又は公立大学法人の理事長は、当該市町村、都道府県又は公立大学法人の設置する大学について文部科学大臣に対し、それぞれその旨を届け出なければならない。

(学校廃止後の書類の保存)

第三十一条 公立又は私立の学校（私立の大学及び高等専門学校を除く。）が廃止されたときは、市町村又は都道府県の設置する学校（大学を除く。）については当該学校を設置していた市町村又は都道府県の教育委員会が、市町村又は都道府県の設置する大学については当該大学を設置していた市町村又は都道府県の長が、公立大学法人の設置する大学又は

については当該学校を設置していた公立

大学法人の設立団体（地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体をいう。）の長が、私立の学校については当該学校の所在していた都道府県の知事が、文部科学省令で定めるところにより、それぞれ当該学校に在学し、又はこれを卒業した者の学習及び健康の状況を記録した書類を保存しなければならない。

高等専門学校については当該大学又は高等専門学校を設置していた公立

大学法人の設立団体（地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体をいう。）の長が、私立の学校については当該学校の所在していた都道府県の知事が、文部科学省令で定めるところにより、それぞれ当該学校に在学し、又はこれを卒業した者の学習及び健康の状況を記録した書類を保存しなければならない。

改 正 案

（適用除外の金額）

第七条 法第六条第一号に規定する政令で定める額は、建物、建物以外の工作物又は土地については、それぞれ、都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大學法人をいう。以下この条において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）の設置に係るものにあつては八十万円、市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。以下この条において同じ。）の設置に係るものにあつては四十万円とし、設備について、都道府県の設置に係るものにあつては六十万円、市町村の設置に係るものにあつては三十万円とする。

現 行

（適用除外の金額）

第七条 法第六条第一号に規定する政令で定める額は、建物、建物以外の工作物又は土地については、それぞれ、都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大學法人をいう。以下この条において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）の設置に係るものにあつては八十万円、市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。以下この条において同じ。）の設置に係るものにあつては四十万円とし、設備について、都道府県の設置に係るものにあつては六十万円、市町村の設置に係るものにあつては三十万円とする。

改 正 案

現 行

（学校給食の開設及び廃止の届出）

第一条 学校給食法（以下「法」という。）第三条第二項に規定する義務教育諸学校（以下「義務教育諸学校」という。）の設置者（国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人並びに都道府県及び都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この条において同じ。）を除く。）は、法第三条第一項に規定する学校給食（以下「学校給食」という。）を開設し、又は廃止しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、市町村立の学校（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人が設置する学校を含む。）にあつては直接に、私立学校にあつては都道府県知事を経由して、都道府県の教育委員会にその旨を届け出なければならない。

（学校給食の開設及び廃止の届出）

第一条 学校給食法（以下「法」という。）第三条第二項に規定する義務教育諸学校（以下「義務教育諸学校」という。）の設置者（国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び都道府県

_____を除く。）は、法第三条第一項に規定する学校給食（以下「学校給食」という。）を開設し、又は廃止しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、市町村立の学校

_____にあつては直接に、私立学校にあつては都道府県知事を経由して、都道府県の教育委員会にその旨を届け出なければならない。

改 正 案

現 行

（公共土木施設等の小災害債の対象となる事業の施行地域）

第四十三条 法第二十四条第一項の政令で定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地方公共団体の区域とする。

一 次に掲げる事業費の合計額が、当該地方公共団体の標準税収入に相当する額を超える地方公共団体であつて、その年に発生した法第三条第一項の規定の適用に係る激甚災害のため当該地方公共団体が施行する公共土木施設に係る災害復旧事業で一箇所の工事の費用が都道府県及び指定都市にあつては八十万円以上百二十万円未満、その他の市町村にあつては三十万円以上六十万円未満のもの（以下「公共土木施設小災害復旧事業」という。）及び当該激甚災害のため当該地方公共団体が施行する公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置する学校を含む。）の施設に係る災害復旧事業で一学校ごとの費用が十万円を超えるもの（公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）第三条の規定による国の負担のないものに限る。以下「公立学校施設小災害復旧事業」という。）の事業費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（発行について地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をする

（公共土木施設等の小災害債の対象となる事業の施行地域）

第四十三条 法第二十四条第一項の政令で定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地方公共団体の区域とする。

一 次に掲げる事業費の合計額が、当該地方公共団体の標準税収入に相当する額を超える地方公共団体であつて、その年に発生した法第三条第一項の規定の適用に係る激甚災害のため当該地方公共団体が施行する公共土木施設に係る災害復旧事業で一箇所の工事の費用が都道府県及び指定都市にあつては八十万円以上百二十万円未満、その他の市町村にあつては三十万円以上六十万円未満のもの（以下「公共土木施設小災害復旧事業」という。）及び当該激甚災害のため当該地方公共団体が施行する公立学校施設に

係る災害復旧事業で一学校ごとの費用が十万円を超えるもの（公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）第三条の規定による国の負担のないものに限る。以下「公立学校施設小災害復旧事業」という。）の事業費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（発行について地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をする

こととなると認められるものを含む。次条第一項及び第四十五条第一項において同じ。）の合計額が限度額（都道府県及び指定都市にあっては八百万円、指定都市以外の市で人口三十万人以上のものにあっては四百万円、人口三十万人未満十万人以上の市にあっては二百五十万円、人口十万人未満五万人以上の市にあっては百五十万円、その他の市及び町村にあっては八十万円とする。以下同じ。）を超える地方公共団体

イ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第七条の規定により決定された事業費で、その年に発生した法第三条第一項の規定の適用に係る激甚災害のため当該地方公共団体が施行する事業に係るもの又は国が施行し、当該地方公共団体がその費用の一部を負担する事業に係るもの

ロ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法第三条の規定により国が負担する事業費で、その年に発生した法第三条第一項の規定の適用に係る激甚災害のため当該地方公共団体が施行する事業に係るもの

ハ 暫定措置法第三条の規定により国が補助する事業費で、その年に発生した法第五条の規定の適用に係る激甚災害のため当該地方公共団体の区域内で施行される事業に係るもの

二・三 (略)

こととなると認められるものを含む。次条第一項及び第四十五条第一項において同じ。）の合計額が限度額（都道府県及び指定都市にあっては八百万円、指定都市以外の市で人口三十万人以上のものにあっては四百万円、人口三十万人未満十万人以上の市にあっては二百五十万円、人口十万人未満五万人以上の市にあっては百五十万円、その他の市及び町村にあっては八十万円とする。以下同じ。）を超える地方公共団体

イ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第七条の規定により決定された事業費で、その年に発生した法第三条第一項の規定の適用に係る激甚災害のため当該地方公共団体が施行する事業に係るもの又は国が施行し、当該地方公共団体がその費用の一部を負担する事業に係るもの

ロ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法第三条の規定により国が負担する事業費で、その年に発生した法第三条第一項の規定の適用に係る激甚災害のため当該地方公共団体が施行する事業に係るもの

ハ 暫定措置法第三条の規定により国が補助する事業費で、その年に発生した法第五条の規定の適用に係る激甚災害のため当該地方公共団体の区域内で施行される事業に係るもの

二 法第二十四条第一項の規定を公共土木施設小災害復旧事業の事業費に充てるため発行について同意又は許可を得た特定地方公共団体の地方債（発行について地方財政法第五条の三第六項の規定による届出がされた特定地方公共団体の地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。以下

(略)

この項において同じ。)に適用する場合にあつては、その年に発生した法第三条第一項の規定の適用に係る激甚災害に關し発行について同意又は許可を得た特定地方公共団体の地方債の額が限度額を超える地方公共団体(前号に該当する地方公共団体を除く。)

三 法第二十四条第一項の規定を公立学校施設小災害復旧事業の事業費に充てるため発行について同意又は許可を得た特定地方公共団体の地方債に適用する場合にあつては、その年に発生した法第三条第一項の規定の適用に係る激甚災害に關し発行について同意又は許可を得た特定地方公共団体の地方債の額が限度額を超える地方公共団体(前二号に該当する地方公共団体を除く。)

前項の地域は、総務大臣が告示する。

改 正 案

現 行

（教科用図書の受領及び給付）

第一条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「法」）という。第四条の規定による契約に係る教科用図書の受領及び法第三条の規定による教科用図書の無償給付に関する事務は、公立の義務教育諸学校（法第二条第一項に規定する義務教育諸学校をいう。以下同じ。）の児童及び生徒に係る教科用図書については当該義務教育諸学校を所管する教育委員会、私立の義務教育諸学校の児童及び生徒に係る教科用図書については当該義務教育諸学校を設置する学校法人の理事長、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二十三条の規定により国立大学に附属して設置される義務教育諸学校の児童及び生徒に係る教科用図書については当該国立大学の学長、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第七十七条の二第一項の規定により公立大学法人（同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この項において同じ。）が設置する大学に附属して設置される義務教育諸学校の児童及び生徒に係る教科用図書については当該公立大学法人の理事長（以下「実施機関」という。）が行うものとする。

2 （略）

（教科用図書の受領及び給付）

第一条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「法」）という。第四条の規定による契約に係る教科用図書の受領及び法第三条の規定による教科用図書の無償給付に関する事務は、公立の義務教育諸学校（法第二条第一項に規定する義務教育諸学校をいう。以下同じ。）の児童及び生徒に係る教科用図書については当該義務教育諸学校を所管する教育委員会、私立の義務教育諸学校の児童及び生徒に係る教科用図書については当該義務教育諸学校を設置する学校法人の理事長、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二十三条の規定により国立大学に附属して設置される義務教育諸学校の児童及び生徒に係る教科用図書については当該国立大学の学長

（以

下「実施機関」という。）が行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により教科用図書の発行者（以下「発行者」という。）から教科用図書を受領したときは、義務教育諸学校の設置者に対し、直ちにこれを給付するものとする。

改 正 案

現 行

（給付金の支払の請求及びその支払）

第四条（略）

2～4（略）

（給付金の支払の請求及びその支払）

第四条 災害共済給付の給付金の支払の請求は、災害共済給付契約に係る学校の設置者が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害共済給付契約に係る児童生徒等の保護者（法第十五条第一項第七号に規定する保護者をいう。以下同じ。）又は当該児童生徒等のうち生徒若しくは学生が成年に達している場合については当該生徒若しくは学生は、自ら前項の請求をすることができる。この場合において、当該請求は、当該災害共済給付契約に係る学校の設置者を経由して行うものとする。

3 同一の負傷又は疾病に係る医療費の支給についての支払の請求は、一ヶ月ごとに行うものとする。

4 センターは、第一項又は第二項の規定による給付金の支払の請求があつたときは、当該請求の内容が適正であるかどうかを審査して、前条に規定するところにより、その支払額を決定するものとする。

5 センターは、前項の規定により支払額を決定したときは、速やかに、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める者を通じて、当該各号に定める児童生徒等の保護者又は当該児童生徒等のうち生徒若しくは学生が成年に達している場合にあっては当該生徒若しくは学生に対し、給付金の支払を行うものとする。

一 学校教育法第二条第一項に規定する国立学校及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（第十九条第二項において単に「国立大学法人」という。）が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）並びに地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（第十九条第二項において単に「公立大学法人」という。）が設置する学校の児童生徒等の災害に係る給付金の支払 当該学校の校長

二・三 （略）

二・三 （略）

二・三 （略）

（学校の設置者が地方公共団体等である場合の事務処理）

支払 当該学校の校長

二 公立の学校の児童生徒等の災害に係る給付金の支払 当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（幼保連携型認定こども園にあっては、当該地方公共団体の長）

三 私立の学校の児童生徒等の災害に係る給付金の支払 当該学校を設置する学校法人の理事長（学校法人以外の者が設置する学校にあっては、当該学校の設置者が団体であるものについては当該団体の代表者、当該学校の設置者が団体でないものについては当該設置者）

（学校の設置者が地方公共団体又は国である場合の事務処理）

第十九条 （略）

（学校の設置者が地方公共団体である場合におけるこの政令に基づいて学校の設置者が処理すべき事務は、当該地方公共団体の教育委員会（幼保連携型認定こども園にあっては、当該地方公共団体の長）が処理するものとする。）

2 学校の設置者が国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構又は公立大学法人である場合における第二条第一項並びに第四条第一項及

（学校の設置者が国立大学法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構である場合における第二条第一項並びに第四条第一項及

一 学校教育法第二条第一項に規定する国立学校及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（第十九条第二項において単に「国立大学法人」という。）が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）並びに地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（第十九条第二項において単に「公立大学法人」という。）が設置する学校の児童生徒等の災害に係る給付金の支払 当該学校の校長

二 公立の学校の児童生徒等の災害に係る給付金の支払 当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（幼保連携型認定こども園にあっては、当該地方公共団体の長）

三 私立の学校の児童生徒等の災害に係る給付金の支払 当該学校を設置する学校法人の理事長（学校法人以外の者が設置する学校にあっては、当該学校の設置者が団体であるものについては当該団体の代表者、当該学校の設置者が団体でないものについては当該設置者）

び第一項の規定に基づいて学校の設置者が処理すべき事務は、当該学校の校長が処理するものとする。

び第二項の規定に基づいて学校の設置者が処理すべき事務は、当該学校の校長が処理するものとする。

○ 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行令（平成二十年政令第二百八十一号）（抄）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（教科用特定図書等の受領及び給付）

第一条 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（以下「法」という。）第十二条の規定による契約に係る教科用特定図書等の受領及び法第十条の規定による教科用特定図書等の無償給付に関する事務は、公立の小中学校（法第九条第一項に規定する小中学校をいう。以下同じ。）の児童及び生徒に係る教科用特定図書等については当該小中学校を所管する教育委員会、私立の小中学校の児童及び生徒に係る教科用特定図書等については当該小中学校を設置する学校法人の理事長、国立大学法人法（平成十五年法律第二百二十二号）第二十三条の規定により国立大学に附属して設置される小中学校の児童及び生徒に係る教科用特定図書等については当該国立大学の学長、地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百二十八号）第七十七条の二第一項の規定により公立大学法人（同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この項において同じ。）が設置する大学に附属して設置される小中学校の児童及び生徒に係る教科用特定図書等については当該公立大学法人の理事長（以下「実施機関」という。）が行うものとする。

2 （略）

（教科用特定図書等の受領及び給付）

第一条 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（以下「法」という。）第十二条の規定による契約に係る教科用特定図書等の受領及び法第十条の規定による教科用特定図書等の無償給付に関する事務は、公立の小中学校（法第九条第一項に規定する小中学校をいう。以下同じ。）の児童及び生徒に係る教科用特定図書等については当該小中学校を所管する教育委員会、私立の小中学校の児童及び生徒に係る教科用特定図書等については当該小中学校を設置する学校法人の理事長、国立大学法人法（平成十五年法律第二百二十二号）第二十三条の規定により国立大学に附属して設置される小中学校の児童及び生徒に係る教科用特定図書等については当該国立大学の学長

（以下「実施機関」という。）が行うものとする。
2 實施機関は、前項の規定により教科用特定図書等の発行をする者（以下「教科用特定図書等発行者」という。）から教科用特定図書等を受領したときは、小中学校の設置者に対し、直ちにこれを給付するものとす

る。

改 正 案

別表第四（第四条関係）

一 学 校 教 育 行 政 に 必 要 な 学 校 に 関 す る 基 本 的 事 項 を 明 らか に す	計 区 分	基幹統 事務の 行う事務	都道府県知事が 都道府県 の教育委 事務	市町村長が行う 市町村の 教育委員 会が行う 事務
（略）	一 報告義務者	（公立の学校） （地方独立行 政法人法（平 成十五年法律 第六十八条第 一百十八号））	員会が行 う事務	都道府県 の教育委 事務
（人を含む。）又は私立の 人が設置する 学校が廃止さ れたときの調	（報告義務者に 関する）	（公立及び 報告義務者）	（都道府県 の教育委 事務）	（市町村長が行う 市町村の 教育委員 会が行う 事務）

現 行

別表第四（第四条関係）

一 学 校 教 育 行 政 に 必 要 な 学 校 に 関 す る 基 本 的 事 項 を 明 らか に す	計 区 分	基幹統 事務の 行う事務	都道府県知事が 都道府県 の教育委 事務	市町村長が行う 市町村の 教育委員 会が行う 事務
（報告義務者に 関する）	一 報告義務者	（公立及び 報告義務者）	（都道府県 の教育委 事務）	（市町村長が行う 市町村の 教育委員 会が行う 事務）
（私立の）				
（学校が廃止さ れたときの調）				

とす る基 幹統 計	とす る基 幹統 計	とす る基 幹統 計	とす る基 幹統 計
(略)	(略)	(略)	(略)
事務	事務	事務	事務
査に係るもの に限る。) の 指定に関する	査に係るもの に限る。) の 指定に関する	査に係るもの に限る。) の 指定に関する	査に係るもの に限る。) の 指定に関する

とす る基 幹統 計	とす る基 幹統 計	とす る基 幹統 計	とす る基 幹統 計
事務	事務	事務	事務
査に係るもの に限る。) の 指定に関する	査に係るもの に限る。) の 指定に関する	査に係るもの に限る。) の 指定に関する	査に係るもの に限る。) の 指定に関する
二 調査票 (都 道府県知事が 調査すべき学 校として文部 科学省令で定 めるものの調 査に係るもの に限るものと し、第七号に 規定するもの 	一 調査票 (都 道府県の教育 委員会が作成 すべきものと して文部科学 省令で定める ものの調査に 係るものに限 るものとし、第 四号に規定す るものを除く。) の配布に関する 事務	一 調査票 (市 町村長が調査 すべき学校と して文部科学 教育委員会が 作成すべきも のとし、第四 号に規定す るを除く。) の 配布に関する事 務	一 調査票 (市 町村の教育委 員会が作成す べきものとし、 第二号に規定す るを除く。) の 配布に関する事 務
四 前号及びこ の項第四欄第 二 都道 務	三 前号に規定 する調査票の 取集に関する 事務	三 前号に規定 する調査票の 取集に関する 事務	三 第一号及び この項第六欄 二 市町
二 市町	二 市町	二 市町	二 市町
の項第四欄第 二 都道 務	の項第四欄第 二 都道 務	の項第四欄第 二 都道 務	の項第四欄第 二 都道 務

				二号に規定する調査票並びにこの項第五欄第五号に規定する調査票の審査に関する事務	事に対する前号に規定する調査票の審査に関する事務
				（この項第五欄第三号に規定するものを除く。）の審査並びにこの項第五欄第三号に規定する調査票の二次的な審査に関する事務	町村長が作成すべきものと省令で定めるものに限る。（）の作成に関する事務
				（学校）が廃止されたときの調査に係るものに限る。（）の送付に関する事務	都道府県知事に対する第3号に規定する調査票及び前号に規定する調査票（学校が廃止されたときの調査に係るものに限る。）の送付に関する事務
五 法第十五条	第一項の規定による立入検査等（学校の調査に係るものに限る。）の実施に関する事務	五 法第十五条	第一項の規定による立入検査等（学校の調査に係るものに限る。）の実施に関する事務	（学校）が廃止されたときの調査に係るものに限る。（）の送付に関する事務	町村長が作成すべきものと省令で定めるものに限る。（）の送付に関する事務

六 第四号に規定する事務

る事務

定する調査票

への必要な事

項の記入に関

する事務

七 調査票（都

道府県知事が

作成すべきも

のとして文部

科学省令で定

めるものに限

る。）の作成

に関する事務

その他

八 文部科学大

臣、他の都道

府県知事、都

道府県の教育

委員会及び市

町村長との連

絡に関する事

務

九 都道府県の

教育委員会及

三 文部

科学大

臣及び

都道府

県知事

との連

絡に関する事

務

四 文部

五 市町村の教

育委員会に対

する調査票の

三 文部

科学大

臣及び

市町村

長との

連絡に

関する

事務

四 文部

(略)	

(略)												
(略)												
(略)	務	十四 前各号に 掲げる事務に 関する書類の 作成及び保管 その他前各号 に掲げる事務 に附帯する事 務	十二 前各号に 掲げる事務に 関する書類の 作成及び保管 その他前各号 に掲げる事務 に附帯する事 務	十一 都道府県 事務に附帯す る事務	十 九 八 七 六 五 四 三 二 一 〇	に関する事務 の他前 出に 關する事 務	各号に 掲げる 事務に 附帯す る事務	各号に 掲げる 事務に 附帯す る事務	各号に 掲げる 事務に 附帯す る事務	各号に 掲げる 事務に 附帯す る事務	各号に 掲げる 事務に 附帯す る事務	各号に 掲げる 事務に 附帯す る事務
(略)												
(略)												
(略)												
(略)												

改 正 案	現 行
（支給限度額）	（支給限度額）
第三条 法第五条第一項の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給対象高等学校等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。	第三条 法第五条第一項の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給対象高等学校等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
一・二 （略）	一 高等学校等（次号から第六号までに掲げるものを除く。） 九千九百円
三 地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次号及び第六号において同じ。）の設置する高等学校及び中等教育学校の後期課程の定期制の課程（第五号に掲げるものを除く。） 一千七百円	二 国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（第六号及び次条第一項第一号において単に「国立大学法人」という。）の設置する高等学校及び中等教育学校の後期課程（第五号に掲げるものを除く。） 九千六百円
四・六 （略）	三 地方公共団体 の設置する高等学校及び中等教育学校の後期課程の定期制の課程（第五号に掲げるものを除く。） 一千七百円
五 高等学校及び中等教育学校の後期課程並びに専修学校（高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限る。次条第一項第三号において同じ。）で生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定めるもの 受給権者（法第五条第一項に規定	四 地方公共団体の設置する高等学校及び中等教育学校の後期課程の通信制の課程（次号に掲げるものを除く。） 五百二十円

する受給権者をいう。次条第二項及び第五条において同じ。) が当該

学校に在学中の各月に支給される就学支援金の額の総額が三十五万六千四百円を超えない範囲内において、当該各月に履修する科目の単位数に応じて文部科学省令で定めるところにより算定した額

- 六 国立大学法人及び地方公共団体の設置する特別支援学校の高等部
四百円

(支給限度額の加算)

第四条 法第五条第二項の政令で定める高等学校等は、次に掲げる高等学校等とする。

- 一 国(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第一条第一項に規定する独立行政法人及び国立大学法人を含む。)及び地方公共団体(地方独立行政法人法)
第二条第一項
に規定する地方独立行政法人を含む。次号において同じ。)以外の者の設置する高等学校等

二・三 (略)

2 (略)

(支給限度額の加算)

第四条 法第五条第二項の政令で定める高等学校等は、次に掲げる高等学校等とする。

- 一 国(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人及び国立大学法人を含む。)及び地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人を含む。次号において同じ。)以外の者の設置する高等学校等

二 独立行政法人国立高等専門学校機構又は地方公共団体の設置する高等専門学校(第一学年から第三学年までに限る。)

三 地方公共団体の設置する専修学校

- 2 法第五条第二項の政令で定める受給権者は、次の各号に掲げる者とし、同項の規定により読み替えて適用する同条第一項の政令で定める額に政令で定める額を加えた額は、当該各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 保護者等の市町村民税所得割の額が十五万四千五百円未満である受

給権者（保護者等（保護者等が二人以上いるときは、その全員。第三号において同じ。）が当該市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有する者である受給権者（次号及び第三号において「保護者等国内居住受給権者」という。）に限り、次号及び第三号に掲げる者を除く。）当該受給権者の支給対象高等学校等についての前条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に当該額の二分の一に相当する額を加えた額

二 保護者等の市町村民税所得割の額が五万三千三百円未満である受給権者（保護者等国内居住受給権者に限り、次号に掲げる者を除く。）当該受給権者の支給対象高等学校等についての前条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に当該額を加えた額

三 保護者等が市町村民税所得割を課されない者である受給権者（保護者等国内居住受給権者に限り。）当該受給権者の支給対象高等学校等についての前条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に当該額の二分の三に相当する額を加えた額

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（幼保連携型認定こども園廃止後の書類の保存）	（幼保連携型認定こども園廃止後の書類の保存）
<p>第八条 幼保連携型認定こども園（国が設置するものを除く。）が廃止されたときは、地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園については当該幼保連携型認定こども園を設置していた地方公共団体の長が、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第六十一条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する幼保連携型認定こども園については当該幼保連携型認定こども園を設置していた公立大学法人の設立団体（同法第六条第三項に規定する設立団体をいう。）の長が、地方公共団体及び公立大学法人以外の者が設置する幼保連携型認定こども園については都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十一第一項の中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長）が、法第三十六条第二項に規定する主務省令で定めるところにより、それぞれ当該幼保連携型認定こども園に在籍し、又はこれを卒園した者の学習及び健康の状況を記録した書類を保存しなければならない。</p>	<p>第八条 幼保連携型認定こども園（国が設置するものを除く。）が廃止されたときは、地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園については当該幼保連携型認定こども園を設置していた地方公共団体の長が、地方公共団体以外の者が設置する幼保連携型認定こども園については都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十一第一項の中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長）が、法第三十六条第二項に規定する主務省令で定めるところにより、それぞれ当該幼保連携型認定こども園に在籍し、又はこれを卒園した者の学習及び健康の状況を記録した書類を保存しなければならない。</p>

改 正 案

現 行

（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除）

第二十二条の七 （略）

2 （略）

3 法第三十四条第二項第四号に規定する政令で定める地方独立行政法人は、地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第五条第三号に掲げる博物館又は植物園のうち博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定されたものに係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第二十一条第五号に掲げる業務を主たる目的とするものとする。

（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除）

第二十二条の七 （略）

2 （略）

3 法第三十四条第二項第四号に規定する政令で定める地方独立行政法人は、地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第四条第二号に掲げる博物館又は植物園のうち博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定されたものに係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第二十一条第五号に掲げる業務を主たる目的とするものとする。

（公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）

第二十五条の十七 （略）

2 ～ 4 （略）

5 法第四十条第一項後段に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件（同項後段の贈与又は遺贈が法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務、同条第三号チに掲げる事業に係る同号に掲げる業務、同条第四号に掲げる業務若しくは地方独立行

（公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）

第二十五条の十七 （略）

2 ～ 4 （略）

5 法第四十条第一項後段に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件（同項後段の贈与又は遺贈が法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務、同条第三号チに掲げる事業に係る同号に掲げる業務、同条第四号に掲げる業務若しくは地方独立行

政法人法施行令第五条第一号に掲げる介護老人保健施設若しくは同条第三号に掲げる博物館、美術館、植物園、動物園若しくは水族館に係る同法第二十一条第五号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人に限る。）及び日本司法支援センターに対するものである場合には、第一号に掲げる要件）とする。

一～三（略）

6～32
(略)

（国等に対して重要な文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例）

第二十五条の十七の二 法第四十条の二第一項に規定する政令で定めるものは、地方独立行政法人法施行令第五条第三号に掲げる博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館のうち博物館法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定されたものに係る地方独立行政法人法第二十一条第五号に掲げる業務を主たる目的とする地方独立行政法人とする。

（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）

第三十九条の四（略）

2・3
(略)

4 法第六十五条の三第一項第四号に規定する政令で定める地方独立行政法人は、地方独立行政法人法施行令第五条第三号に掲げる博物館又は植物園のうち博物館法第二十九条の規定により博物館に相当する施設とし

政法人法施行令第四条第一号に掲げる介護老人保健施設若しくは同条第三号に掲げる博物館、美術館、植物園、動物園若しくは水族館に係る同法第二十一条第五号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人に限る。）及び日本司法支援センターに対するものである場合には、第一号に掲げる要件）とする。

一～三（略）

6～32
(略)

（国等に対して重要な文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例）

第二十五条の十七の二 法第四十条の二第一項に規定する政令で定めるものは、地方独立行政法人法施行令第四条第三号に掲げる博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館のうち博物館法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定されたものに係る地方独立行政法人法第二十一条第五号に掲げる業務を主たる目的とする地方独立行政法人とする。

（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）

第三十九条の四（略）

2・3
(略)

4 法第六十五条の三第一項第四号に規定する政令で定める地方独立行政法人は、地方独立行政法人法施行令第四条第三号に掲げる博物館又は植物園のうち博物館法第二十九条の規定により博物館に相当する施設とし

て指定されたものに係る地方独立行政法人法第二十一条第五号に掲げる業務を主たる目的とするものとする。

5 (略)

(科学又は教育の振興に寄与するところが著しい公益法人等の範囲)

第四十条の三 法第七十条第一項に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一・一の二 (略)

一の三 地方独立行政法人で地方独立行政法人法第二十一条第一号又は第三号から第五号までに掲げる業務（同条第三号に掲げる業務にあっては同号チに掲げる事業の経営に、同条第五号に掲げる業務にあっては地方独立行政法人法施行令第五条第一号又は第三号に掲げる施設の設置及び管理に、それぞれ限るものとする。）を主たる目的とするもの

一の四～六 (略)

て指定されたものに係る地方独立行政法人法第二十一条第五号に掲げる業務を主たる目的とするものとする。

5 (略)

(科学又は教育の振興に寄与するところが著しい公益法人等の範囲)

第四十条の三 法第七十条第一項に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一・一の二 (略)

一の三 地方独立行政法人で地方独立行政法人法第二十一条第一号又は第三号から第五号までに掲げる業務（同条第三号に掲げる業務にあっては同号チに掲げる事業の経営に、同条第五号に掲げる業務にあっては地方独立行政法人法施行令第四条第一号又は第三号に掲げる施設の設置及び管理に、それぞれ限るものとする。）を主たる目的とするもの

一の四～六 (略)

改 正 案	現 行
（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）	（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）
<p>第二百十七条 法第七十八条第二項第三号（公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄附金）に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>一の二 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項（定義）に規定する地方独立行政法人で同法第二十一条第一号又は第三号から第五号まで（業務の範囲）に掲げる業務（同条第三号に掲げる業務にあつては同号子に掲げる事業の経営に、同条第五号に掲げる業務にあつては地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第五条第一号又は第三号（公共的な施設の範囲）に掲げる施設の設置及び管理に、それぞれ限るものとする。）を主たる目的とするもの</p> <p>二～六 （略）</p>	<p>第二百十七条 法第七十八条第二項第三号（公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄附金）に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>一の二 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項（定義）に規定する地方独立行政法人で同法第二十一条第一号又は第三号から第五号まで（業務の範囲）に掲げる業務（同条第三号に掲げる業務にあつては同号子に掲げる事業の経営に、同条第五号に掲げる業務にあつては地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第四条第一号又は第三号（公共的な施設の範囲）に掲げる施設の設置及び管理に、それぞれ限るものとする。）を主たる目的とするもの</p> <p>二～六 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）</p> <p>第七十七条 法第三十七条第四項（公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄附金）に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 （略）</p>	<p>（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）</p> <p>第七十七条 法第三十七条第四項（公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄附金）に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 （略）</p>
<p>一の二 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項（定義）に規定する地方独立行政法人で同法第二十一条第一号又は第三号から第五号まで（業務の範囲）に掲げる業務（同条第二号に掲げる業務にあつては同号チに掲げる事業の経営に、同条第五号に掲げる業務にあつては地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第五条第一号又は第三号（公共的な施設の範囲）に掲げる施設の設置及び管理に、それぞれ限るものとする。）を主たる目的とするもの</p>	<p>一の二 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項（定義）に規定する地方独立行政法人で同法第二十一条第一号又は第三号から第五号まで（業務の範囲）に掲げる業務（同条第三号に掲げる業務にあつては同号チに掲げる事業の経営に、同条第五号に掲げる業務にあつては地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第四条第一号又は第三号（公共的な施設の範囲）に掲げる施設の設置及び管理に、それぞれ限るものとする。）を主たる目的とするもの</p>
<p>二〇六 （略）</p>	<p>二〇六 （略）</p>

改 正 案

（学校教育法の特例に係る学校教育法施行令等の読み替え）

第二条 法第十二条第二項に規定する学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）	第一条第一項 長	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)

現 行

（学校教育法の特例に係る学校教育法施行令等の読み替え）

第二条 法第十二条第二項に規定する学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）	第一条第一項 長	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第三条 法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行令（平成二十年政令第二百八十一号）	第一条第一項 長	学校法人の理事長 又は学校設置会社（構造改革特別区城法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。）の代表取締役若しくは代表執行役	学校法人の理事長 又は学校設置会社（構造改革特別区城法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。）の代表取締役若しくは代表執行役	の代表取締役若しくは代表執行役

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第三条 法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行令（平成二十年政令第二百八十一号）	第一条第一項 長	学校法人の理事長 又は学校設置会社（構造改革特別区城法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。）の代表取締役若しくは代表執行役	学校法人の理事長 又は学校設置会社（構造改革特別区城法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。）の代表取締役若しくは代表執行役	の代表取締役若しくは代表執行役

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令	(略)	(略)
第一条第一項	学校法人の理事長	(略)
長 学校法人の理事	学校法人の理事長 又は学校設置非営利法人（構造改革特別区域法（平成十四年法律第二百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）の代表権を有する理事	(略)
学校法人の理事長 又は学校設置非営利法人（構造改革特別区域法（平成十四年法律第二百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）の代表権を有する理事人をいう。）の代 人をいう。）の代	学校法人の理事長 又は学校設置非営利法人（構造改革特別区域法（平成十四年法律第二百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）の代表権を有する理事人をいう。）の代 人をいう。）の代	(略)

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令	(略)	(略)
第一条第一項	長	(略)
長 理事	長 理事長 又は学校設置非営利法人（構造改革特別区域法（平成十四年法律第二百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）の代表権を有する理事人をいう。）の代 人をいう。）の代	(略)
学校法人の理事長 又は学校設置非営利法人（構造改革特別区域法（平成十四年法律第二百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）の代表権を有する理事人をいう。）の代 人をいう。）の代	学校法人の理事長 又は学校設置非営利法人（構造改革特別区域法（平成十四年法律第二百八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）の代表権を有する理事人をいう。）の代 人をいう。）の代	(略)

表権を有する理事

表権を有する理事